

介護保険の利用者負担額が高額になった方へ

高額介護サービス費等の支給について

介護保険では、1か月に利用した居宅・施設サービスの利用者負担額が下表の金額（利用者負担上限額）を超えた場合、その超えた金額を高額介護サービス費等として支給します。

利用者負担段階	所得区分			利用者負担上限額
現役並み所得相当 3 （第 4 段階）	課税世帯	世帯内に課税所得が右記の第 1 号被保険者がいる場合	課税所得 6 9 0 万円以上	世帯：140,100円
現役並み所得相当 2 （第 4 段階）			課税所得 3 8 0 万円以上 6 9 0 万円未満	世帯：93,000円
現役並み所得相当 1 （第 4 段階）			課税所得 1 4 5 万円以上 3 8 0 万円未満	世帯：44,400円
一般 （第 4 段階）		上記以外の方		
利用者負担第 3 段階	市民税非課税世帯全員が	下記以外の方等		世帯：24,600円
利用者負担第 2 段階		前年の合計所得金額と公的年金等収入額の合計が <u>80.9万円</u> 以下の方（令和 7 年 8 月利用分から）		個人：15,000円 世帯：24,600円
利用者負担第 1 段階		老齢福祉年金受給者の方		
		生活保護の被保護者、中国残留邦人等支援給付を受給している方等		個人：15,000円

1 高額介護サービス費等の申請について（初回のみ）

○ 利用者負担上限額を超えた方には、「高額介護（介護予防）サービス費給付のお知らせ」等の書類を送付いたしますので、各区の高齢障害支援課介護保険室に申請してください。

なお、一定期間を過ぎると支給が受けられなくなる可能性がありますので、書類が届きましたらお早めに申請をお願いします。（郵送可）

【申請の際に必要な書類】（申請書は、このリーフレットと一緒に送っています。）

◎ 「介護保険高額介護（介護予防）サービス費支給申請書」

※本人以外の口座へ振り込む場合には、委任状が必要です

◎ 振込口座番号のわかるもの

2 初回申請後の手続きについて

- 原則として、一度、月または年間の高額介護サービス費等の申請書をご提出いただいた方は、申請書の対象月以降の申請は不要となります。今後、支給対象となった場合、初回申請時に記載した口座へお振込します。

※**注意事項** 申請しないまま一定期間が過ぎると、申請書が複数枚届く場合があります。この場合は、もっとも古い月の申請書を1枚ご提出いただければ、全て提出する必要はありません。（申請書は「〇年〇月分」とサービス利用月がわかるように記載されています）
なお、ご不明な場合は、申請する際に、各区のお問い合わせ先（下記）に確認してください。

3 高額介護サービス費等の支給時期

- 申請後、支給に関する審査を経て、おおむね2か月程度で支給いたします。振込予定日等は、後日送付する「介護保険高額介護（介護予防）サービス費支給決定通知書」にてご確認ください。

※介護保険料の未納がある方には支給できない場合があります。（給付制限）

4 貸付金制度・その他サービス費のご案内

- 支給金額の請求から振込までの期間の負担が困難な方へ貸付の制度があります。
- 介護保険の利用者負担額と医療費の自己負担額の合計額が高額となり、年間で一定額を超えた方に支給される、「高額医療合算介護サービス費」という制度があります。

5 総合事業をご利用の方へ

- 総合事業のサービスをご利用の方へは、上記の代わりに「高額介護予防サービス費相当費」という名称で、サービス費支給のお知らせや申請書が届く場合があります。
こちらは総合事業のご利用者向けの制度となっておりますが、申請手続きは同様となります。

お問い合わせ先（お住いの区の保健福祉センター 高齢障害支援課 介護保険室）

中 央 区 TEL043-221-2198	花見川区 TEL043-275-6401
稲 毛 区 TEL043-284-6242	若 葉 区 TEL043-233-8264
緑 区 TEL043-292-9491	美 浜 区 TEL043-270-4073